豊中市の取り組みについて

豊中市におけるこども施策とこどもの社会参加

同志社大学　社会学部
小野セレスタ摩耶

もくじ

- はじめに
- 豊中市子ども健やか育み条例
- 「こどもすこやか育みプラン・とよなか」
- こどもの社会参加
- おわりに

はじめに

- こども基本法（2023年4月～）
  - こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法
- こどもまんなか社会
- 子育ての社会化
- こどもの社会参加

はじめに

- 豊中市は・・・
  - 先駆的取り組みがある
  - 10年超の取り組みを経てさらに充実・発展へ

豊中市子ども健やか育み条例

豊中市子ども健やか育み条例

- 平成25（2013）年4月制定：**10年早い！**

- **子どもを権利の主体として位置づけ**

  同時に

- 市、保護者、子ども関連施設、地域住民、事業者が相互に連携し、**地域全体で子どもを育む**ことを明文化

豊中市子ども健やか育み条例

- 第1条　目的
  - 子どもが健やかに育ち、子どもを愛情深く育む社会の実現

- 第3条　基本理念
  - 子どもの人権尊重、**子どもの最善の利益、子どもが個性や能力を発揮できる機会の提供**

育み条例 第3条　逐条解説
（子どもの最善の利益）

- 「子どもに影響を与える決定をする時には、子どもにとって最もよいことは何かを一番に考え、判断すること（中略）**子どもの年齢や成長に応じ、子どもの思いや意見を受け止め、最もよいことは何なのか子どもと一緒に考えることが大切である**」

豊中市子ども健やか育み条例

- **育む環境**
  - 環境 ＝

社会全体　地域社会

保護者の役割（第6条）
地域の役割（第8条）
子ども関連施設の役割（第7条）
事業者の役割（第9条）
豊中市の役割（第5条）

- **地域全体で子どもを育む**

豊中市子ども健やか育み条例

- **第12条　子どもの社会参加の促進**
  - 子どもは、この条例に基づき市が実施する施策について**意見を表明**することができる。市においては、表明された子どもの意見の内容を**審議会に報告**するものとする。
  - 市は、子どもが**意見を表明することができやすくなるように施策の情報を提供**するものとする。
  - 市は、施策の策定に当たっては、第1項の規定により表明された**子どもの意見を反映するように努めるもの**とする。

「こどもすこやか育みプランとよなか」

「こどもすこやか育みプラン・とよなか」

- 第3期豊中市子育ち・子育て支援行動計画のこと
- 令和7（2025）年2月21日策定
- 令和7（2025）年度～令和11（2029年）度までの5年間の計画
- 今回は重点施策について紹介

重点施策	① 確実に支援に**つなぐ**　～寄り添い・つなぐ相談援助～ ② 子育ては**みんなで**　～子育ての社会化～ ③ こども**とともに**　～こども自身による多様な参画～

重点施策１　確実に支援につなぐ
～寄り添い・つなぐ相談援助～

- はぐくみセンターと児童相談所を中心とした
  包括的支援体制づくり
- **地域の身近な相談支援の推進**
  - マイ子育てひろば
  - こどもの居場所　　など

重点施策2 子育てはみんなで
～子育ての社会化～

- 子育て支援サービスの充実によって、
  保護者が時間的、精神的なゆとりをもって
  こどもと向き合い、安心して子育てができるよう、
  社会全体でこどもを育む環境づくりを推進

  - 保護者の負担軽減・安心感向上のしくみづくり
  - いろいろな人や組織が子育てに関わるしくみづくり

重点施策３ こどもとともに
～こども自身による多様な参画～

- こどもまんなか社会の実現のため、**こどもの権利や社会参画が保障される環境づくり**を行っていく
  - こどもの思いを受け止める場の充実
  - こどもの社会参画・意見表明のしくみづくり
  - こどもの自己実現支援
  - 大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

とくに注目したいのは・・・
こどもの社会参加

- 定期的にこどもの意見を聴く機会
  - **こどもへのヒアリング（小・中・高校生）毎年実施**
    - 毎年新たなテーマを設定
      （探求型、積極的に課題を見つけにいく姿勢）
    - 対象となるこどもの人数の拡大
    - ヒアリングにいくおとなの開拓
    - 誰にでもわかりやすいデザインと内容で結果を公表

こどもの社会参加で大切なこと（例えば）

- ヒアリング結果を公表する際には、丁寧でわかりやすい説明を
  - 施策に反映できない場合はその理由を明示
  - 反映できる場合は、具体的な内容を明示

- 施策化の例
  - とよなかっ子ライン（こども専用チャット相談）
    - 市立小中学校・義務教育学校で配布されるタブレットからも相談可能に

豊中市の子育ち・子育て支援施策に関する小・中学生、高校生のみなさんの意見及び市の考え方

市は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、「豊中市子育ち・子育て支援行動計画」を策定し、子どもの健やかな育ちに関し、子育ち・子育ての支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。この計画の令和3年度(2021年度)の事業実施状況について、市内の小学校放課後こどもクラブ、中学校、高等学校でヒアリングを実施しました。《令和4年(2022年)12月～令和5年(2023年)2月実施》

令和3年度のみなさんからのお声を受けて、豊中市ではこんなことに取り組みました！

<相談窓口などの周知方法について>

●小中学生が使用しているタブレットを活用したらどうでしょうか。

●クリアファイルやボールペンなど、文房具の方が使えて目にする機会も多いと思います。

●こども専用LINE相談「とよなかっ子ライン」が、市立小中学校で配布されるタブレットからも相談できるようになりました。

●いじめ予防の啓発・促進のため、中学校の生徒会執行部をはじめとした生徒が主体となり、クリアファイルなどのオリジナルグッズを作成、各中学校で配布するなどしました。

<居場所について>

●友だちと教えあいながらや、食事をしながらなど自由に自習ができるスペースがほしいです。

●市有施設における子どもの居場所づくりを進めるため、勉強したり遊んだり休憩したり子どもや子育て世帯が気軽に自由に使えるスペースを確保しています。
開放しているスペースについて、対象者やできることなどを小学校区ごとにわかりやすく一覧にしたものを市ホームページで公開しました。

市HP

地域のお知らせやイベント情報などを届けるためには？

<普段の情報収集ツールは？>

●学校の案内(チラシなど)

●まちの掲示板(ポスターなど)

●SNS(インスタグラム、ツイッターなど)

●家族や友人からの口コミ

生徒

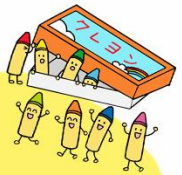

<情報発信について>

●地域の掲示板などに貼ってあるポスターを生徒で描いてみたいです

●市の発信するものの表現は興味をもつにはかたいので、やわらかい表現がいいと思います

<情報の周知方法について>

●学校や先生を介してのお知らせだと安心感があります

●公式に市内のイベントだけが載っているサイトがあると嬉しいです

受け取る情報について「安全なものかどうか」ということを、みなさんが普段から注意しながら、情報を得ていることがよく分かりました。
豊中市では、広報誌「広報とよなか」や豊中市LINE公式アカウントなどを使って様々な情報をお届けしています。今後も皆さんにとって、安心感があり、わかりやすい情報の発信ができるように努めます。

広報戦略課

こどもの社会参加で大切なこと（主体的参加のために）

- こどもの意見を聞く場や機会（設定された場）
- 日常の中で何気なく聴くこと（日常の場）

- いずれの場でも
  - しっかりと話を聞き、一緒になって考えること
  - 可能ならば一緒に企画、実践してみること

※こどもの意見を聴く土壌があるから成り立つこと

こどもの社会参加の今後

- 社会的養護を要するこども
- 意見をいいにくいこどもや若者
  - 意見をいうことが苦手
  - 障がいなどで表現することが難しい　　など

→ どんな人も参加できる機会をつくっていく

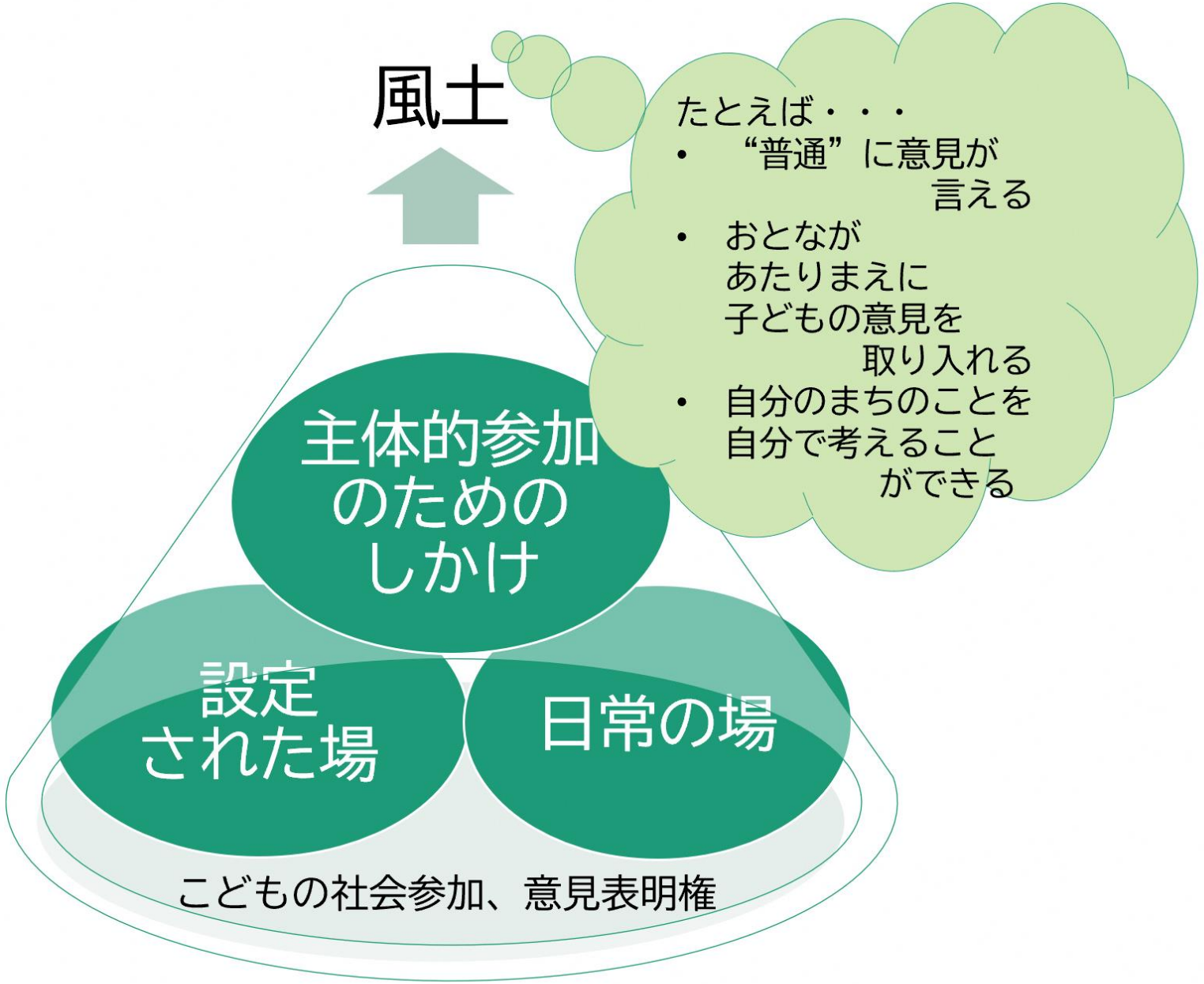

こども主体、こどもの意見を大切にする土壌

©小野セレスタ摩耶

おわりに

- 豊中市には子ども健やか育み条例に基づいた、10年超の経験、蓄積と土壌がある

- このまちに住んでよかったと思うこどもや子育て家庭が増えていく施策を今後も期待したい

ご清聴ありがとうございました